

お知らせ版

中山町

NAKAYAMA TOWN INFORMATION

発行 中山町 〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎120番地
編集 総務広報課庶務広報グループ
電話 (023)662-2223 FAX (023)662-5176
joho@town.nakayama.yamagata.jp→
町公式HP <https://www.town.nakayama.yamagata.jp>
(「広報なかやま」(毎月15日発行)「お知らせ版」はホームページでもご覧になれます)



2023
4/1 令和5年
No.1422

毎月1・15日発行

その他の配布物

- 「令和5年度母子保健事業計画・定期予防接種事業計画」
- ほんわ館だより(第127号)
- 「お達磨の桜まつり」チラシ
- 「見守る目・育む芽(48号)」

1. オミクロン株対応2価ワクチンの接種期間延長について

5月7日まで接種期間が延長されました。まだオミクロン株対応2価ワクチンを接種していない方は下記日程で接種できますので、**現在お持ちの接種券**の案内書に沿ってお申し込みください。

会場	ワクチン	日程	受付	申込締切日
服部内科胃腸科医院	ファイザー	4月10日(月)	午前10時30分	4月6日(木)
安藤医院	ファイザー	4月22日(土)	午後1時	4月14日(金)
秋葉医院	ファイザー	4月28日(金)	午後5時30分	4月21日(金)

2. 令和5年度の新型コロナワクチン接種について

令和5年度も無料で継続します。接種の対象者および接種時期は下記のとおりです。接種券の交付や申込方法については、順次お知らせしますので、お知らせ版や町公式ホームページなどでご確認ください。

●12歳以上

5月8日～8月

○対象者

初回接種(2回)が終了し、前回の接種から3か月以上経過している下記の方

- ①65歳以上の方
- ②基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③医療機関、高齢者、障がい者施設等に就いている方

9月～12月

○対象者

初回接種(2回)が終了し、前回の接種から3か月以上経過している下記の方

- ・接種を希望する12歳以上の全ての方

※5～8月に対象となる方も3か月経過すれば対象となります。

● 5～11歳

令和4年度追加接種（3回目）の接種期間延長

- 追加接種（3回目以降）に小児用オミクロン株対応ワクチンが使用できるようになりました。
- 3回目を従来型ワクチンで接種している方も3か月経過すれば、小児用オミクロン株対応ワクチンが接種できます。接種期間は秋冬の接種開始までの間（8月末まで）です。

令和5年度追加接種

- 基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方は、5～8月と9～12月の2回、その他の方は9～12月に1回対象となります。前回の接種から3か月以上経過していることが必要です。

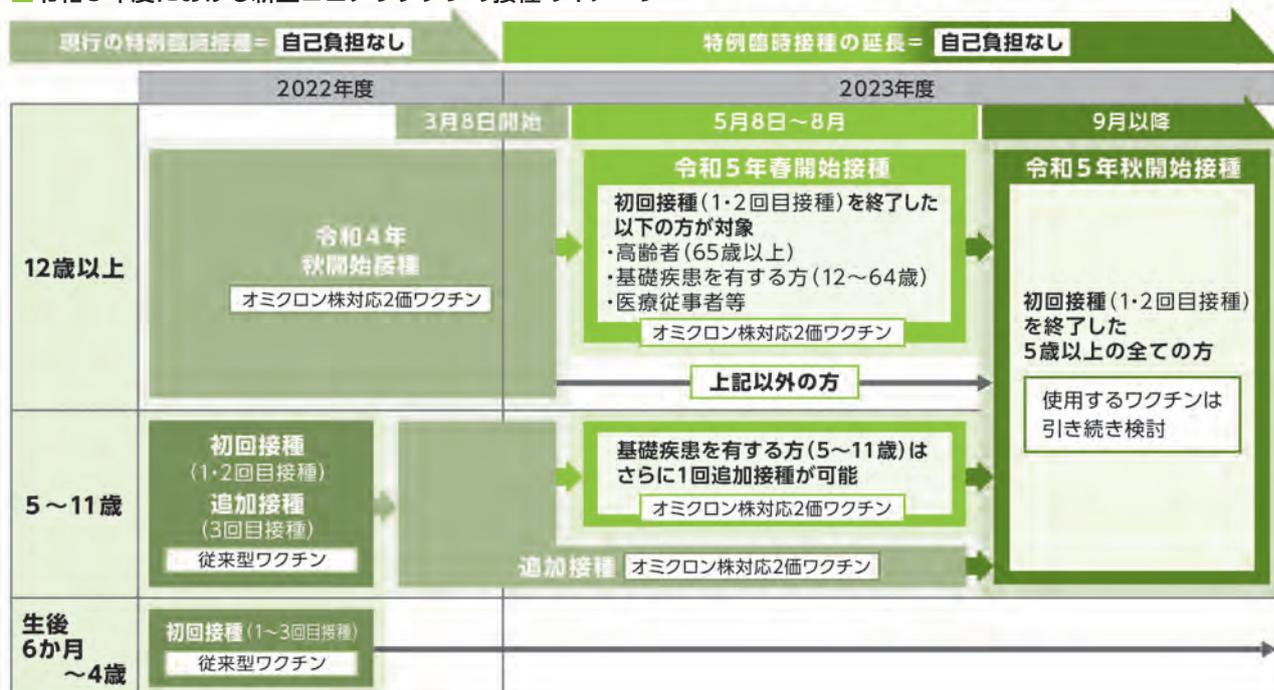
● 生後6か月～4歳 初回接種（3回）のみ

接種開始からの期間が短いため、接種を継続します。

● 初回接種を接種していない方（生後6か月以上の全ての方）

令和5年度も引き続き接種可能となりました。希望する方は日程の調整が必要ですので町予約受付コールセンター（☎0120-567-339）にご連絡ください。

■ 令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



（※）3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。

※お問い合わせ先 町予約受付コールセンター ☎0120-567-339
担当課 健康福祉課健康づくりG ☎662-2836

令和5年度学校給食費の無償化について

※お問い合わせ先

学校給食センター

☎662・20035

就学児童・生徒の保護者の負担軽減を図るために、令和5年度も学校給食費の助成を行います。

町内小・中学校に在籍する児童・生徒の給食費は口座振替をしない形で助成を行いますので、保護者の方は手続きの必要はありません。

町外の小・中学校などに通学されている児童・生徒の保護者の方は申請が必要となります。申請の時期は、令和6年3月を予定しています。

● 助成対象 令和5年度の学校給食費のうち、保護者が負担した学校給食費（他の制度などにより助成を受けた金額は除かれます）

社会教育関係団体届の届出をお願いします

※提出・お問い合わせ先

教育課生涯学習G

☎662・2235

中央公民館を利用する社会教育関係団体で、使用料の減免を受けたい場合には次のとおり「社会教育関係団体届」を提出してください。前年度提出され

国民健康保険の手続きをお忘れなく！

国民健康保険（国保）の加入や、やめる届出は、異動のあった日から「14日以内」にお願いします。
また、届出には世帯主と本人両方のマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと、窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

国民健康保険に加入するとき

退職などにより、加入していた医療保険をやめたとき（任意継続社会保険に加入した場合や、切れ目なく家族の社会保険の被扶養者になった場合を除く）

[届出に必要なもの]

- 社会保険などの資格喪失連絡票（退職した事業所で発行）
- * 60歳未満の方は、あわせて国民年金の加入手続きを行いますので、年金手帳もお持ちください。

国民健康保険をやめるとき

就職や家族の被扶養者になるなどして社会保険などに加入したとき

[届出に必要なもの]

- 新たに発行された医療保険証（全員分）
- 国保の保険証（全員分）

※勤務先などがこの手続きを行うことはありません。ただし、国保加入者が75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した場合は、国保をやめる届出は必要ありません。

学保険証の手続きについて

大学などへの進学により、国保加入者である家族と住所地を別にする方は、「学保険証」を交付しますので、届出を行ってください。また、現在学保険証をお持ちの方も更新または非該当の届出が必要です。

- (1) 新たに学生として町外に住所を移転する場合（学該当届）
- (2) 進級などにより引き続き在学中の場合（学該当届〈更新〉）
- (3) 卒業した場合（学非該当届）

[届出に必要なもの]

- 在学証明書（令和5年4月1日以降発行のもの）
- 国保の保険証
- * 対象者の現住所および在学する学校の名称・所在地を控えてきてください。

※届出・お問い合わせ先 住民税務課住民G（役場1階③番窓口） ☎662-2252

た団体も含め、再度提出をお願いします。届出用紙は中央公民館に準備してあります。

● 受付期間 随時受付

午前9時～午後10時

※代表者や会員が4月以降に決定する場合は、決定後すみやかにご提出ください。

● 提出場所 中央公民館窓口

● 対象 町内に住所を有し、社会教育に関する事業を目的とする団体、サークル、愛好会 など

狂犬病予防集合注射を

中止します

※お問い合わせ先

住民税務課住民G

☎662・2113

令和5年度狂犬病予防集合注射は、安全面および衛生面を考慮し、実施しないこととなりました。

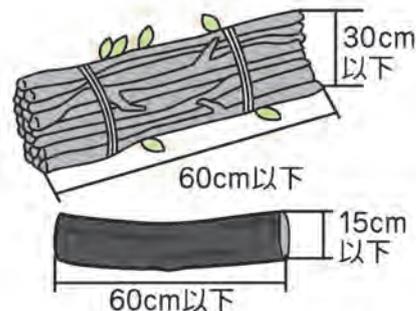
犬の登録をされている方には、3月中に接種案内ハガキをお送りしていますので、ハガキを持参の上、かかりつけの動物病院で接種をお願いします。

庭木剪定枝の出し方について

庭木剪定枝は直径30cm以下、長さ60cm以下の束にして、1回3束まで無料で出すことができます（木1本の直径は15cm以下）。

枝豆、ナス、トマト、シソなどの野菜類およびヒマワリ、チューリップ、アジサイ、ツル植物などの樹木以外の草花類は対象外となりますので、もやせるごみで出してください。

※お問い合わせ先
住民税務課住民G ☎662-2113



ごみの野焼きは 禁止されています

※お問い合わせ先

住民税務課住民G

☎662・2113

ごみの野焼きは、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、甚大な健康被害を招く危険性があるほか、悪臭・煙害・火災などで地域住民の方々に迷惑をかけることもあります。

不適正な焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、左記の例外を除いて、原則禁止されています。違反すると5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれか、または両方に科せられます。

左記の方法による場合は、例外として扱われます。ただし、例外に該当する場合でも、生活環境に悪影響を及ぼす場合は、焼却を中止していただきます。

① 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

② 日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

④ 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

やむを得ず、野焼き禁止の例外として焼却を行う場合は左記のことを厳守してください。

① 近所の理解を得て、煙の量やにおいが近所迷惑にならない程度の少量にとどめてください。

② 風向き、風の強さ、夜間など時間帯を考慮してください。

③ 火災に十分に注意して、消火するまでその場を離れないでください。

④ 焼却が認められる場合でも、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為の届出書」の提出が必要です（山形市西消防署天神町出張所へ届出をしてください）。

※悪臭・煙害・火災のおそれなど、迷惑となるごみの野焼きを発見した際は、役場住民税務課住民G（生活環境担当）までご連絡いただければ、状況を確認した上で指導などを行います。



行政相談を ご利用ください

※お問い合わせ先

総務広報課庶務広報G

☎662・2111

行政相談委員は、総務大臣が委嘱する民間有識者です。行政に関する困りごとや意見・要望などがありましたら、行政相談委員にご相談ください。医療保険・年金から雇用、運輸、道路行政など多岐にわたる内容を受け付けています。相談は無料・秘密厳守です。予約不要ですので当日会場へお越しください。

● 日時 4月12日(水)午前10時〜正午

● 場所 中央公民館1階 第1研修室

● 相談委員 黒沼裕一氏
(中山町担当行政相談委員)

果樹の新植・改植への 補助について

※お問い合わせ先

産業振興課産業振興G

☎662・2063

町では、果樹の生産振興を推進し経営安定を図るため、規模拡大や優良品種・品種の新植・改植を支援します。

● 対象 販売目的で果樹を生産している町内の農業者で、町税に滞納がない方。

● 対象となる経費と補助額

▼新植事業：…優良品目・品種を2
 アール以上の圃場に植栽する場合
 の経費のうち、土壌土層改良、用水・
 かん水施設の設置、果樹の苗木代、
 作業委託料など

▼改植事業：…優良品目・品種を2
 アール以上の圃場に植栽する場合
 の経費のうち、伐根、深耕、整地な
 どを行う目的の重機借上げおよび
 運搬費用、または、それらの作業委
 託料、樹木処分費用、改植する果樹
 の苗木代、土壌改良代など

▼補助金額：補助対象となる経費の
 2分の1以内、すももは3分の2
 以内(ただし、補助額は10アールあ
 たり上限15万円)

※対象とならない経費：本人、家族の
 作業代、個人に対する人件費、飲食代、
 果樹棚に関する費用、消費税
 ※植栽する農地について権利関係が明
 確でない場合は、補助対象外となり
 ます。

※資材の購入後や事前着工後の申請は
 認められません。事業を始める前に
 ご相談ください。
 ※対象品種など詳細については、お問
 い合わせください。

紅花・ひまわりの植栽への 奨励金について

※申請・お問い合わせ先
産業振興課産業振興G

☎662・2063

町では、遊休農地などを活用し、県の
 花「紅花」または町の花「ひまわり」を景
 観形成作物として植栽する方を支援し
 ます。

●対象 町内に住所を有する農業者、
 農業者グループ、地域住民グループ
 ●対象となる事業 町内の遊休農地や
 耕作放棄地など2アール以上に紅花
 またはひまわりを植栽する事業

●奨励金 原則、10アールあたり8万
 円以内(ただし、予算の範囲内となり
 ます)

●申請方法 左記の書類を**4月11日
 (火)まで**、産業振興課へ提出してく
 ださい。

●申請書類 植栽計画書、位置図、施工
 前写真

※植栽計画書は産業振興課で配布して
 います。

●その他 応募多数の場合は植栽する
 位置などにより優先順位をつけ、よ
 り景観形成に資する場所を選定しま
 す。

一般事務職員を 募集します

※応募・お問い合わせ先
社会福祉協議会(保健福祉センター内)

☎662・4361

【臨時職員(事務局)】

●募集人数 1名

●業務内容 一般事務

●勤務場所 社会福祉法人中山町社会
 福祉協議会(保健福祉センター内)

●雇用期間 雇用の日から令和6年3
 月31日まで(条件付で更新の可能性
 あり)

●勤務日・勤務時間 平日 午前9時
 ～午後5時(うち休憩1時間)

●賃金等 時給900円(通勤距離2
 km以上交通費支給)

※社会保険、雇用保険に加入、期末手当
 を年2回支給。

●応募要件 普通自動車運転免許を有
 し、ワード、エクセルなどパソコン操
 作ができる方

●応募方法 履歴書を**4月14日(金)ま
 で**に提出してください。

●選考方法 簡単な適性検査および面
 接の上採用を決定します。面接日時
 は後日連絡します。

●結果通知 面接後、1週間以内に本
 人に郵送で通知します。

●応募先 〒990・0406 中山

町大字柳沢2336番地の1 中山
 町保健福祉センター内社会福祉法人
 中山町社会福祉協議会

心配ごと相談所を 開設します

※お問い合わせ先
社会福祉協議会(保健福祉センター内)

☎662・4361

あなたのお悩み、心配ごとなどを相
 談員に気軽に相談してください。民生
 委員、人権擁護委員等が相談に応じま
 す。

●日時 **4月12日(水)**

●場所 **保健福祉センター2階会議室**

※電話での相談も受け付けます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の
 ため、来場前の検温、手指消毒にご協
 力ください。

令和5年度中山町空家除却及び家財処分費補助金について

町では、所有者などが実施する空き家の除却（解体・撤去）および家財処分費用に対する補助を行っています。

工事の着手前に補助金の申請が必要になりますので、事前に建設課建設整備Gへお問い合わせください。
※申請様式、補助に関する詳細については町公式ホームページをご覧ください。

■補助対象の空家

下記の(1)～(3)の全てに該当する空家

- (1)中山町に所在するもの
- (2)床面積の2分の1以上が居住の用に供されたもの（集合住宅は除く）
- (3)下記のいずれかに該当するもの

- ①中山町空き家バンクに登録されている空家
- ②中山町の空き家台帳に登録されている空家
- ③町が補助対象空家と判定した空家

※①②以外の場合、補助金申請前に③の判定が必要となりますので、事前にご相談ください。

■補助対象者

- 補助対象空家の所有者またはその相続人であること、もしくは、そのいずれかから除却の同意を得た者（共有である場合は、共有する所有者または相続人全員の除却の同意を得た者であること）
- 町税の滞納がないこと、暴力団員でないこと

■補助金額

※先着順とし、予算がなくなり次第終了となります。

(1)除却工事

工事に要する経費の3分の1以内補助上限額30万円、ただし、町内に本店、支店などの事業所を有する業者が受託する場合補助上限額60万円

(2)家財処分

処分業務に要する経費の3分の2以内で10万円を限度

■補助対象事業

(1)除却工事

下記の①～④の全てに該当する工事

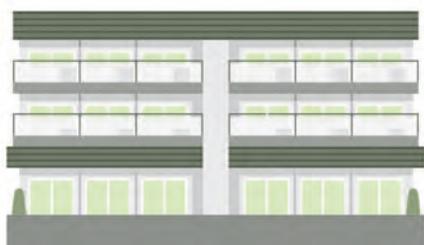
- ①下記の業者が行うものであること
建設業法に規定する建設業の許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する解体工事業の登録を受けた者
- ②除却後の土地を宅地として使用するため、更地にする工事
- ③他の制度などに基づく助成の対象となる工事でないこと
- ④令和6年3月末日までに除却工事を完了すること

(2)家財処分

下記の①～④の全てに該当する処分業務

- ①下記の業者が行うものであること
廃棄物の処理および清掃に関する法律の規定による許可および中山町廃棄物の処理および清掃に関する条例の規程による許可を受けた者
- ②補助対象空家内に使用されずに放置された状態の家具、寝具などの処分であること
- ③他の制度などに基づく助成の対象となる工事でないこと
- ④令和6年3月末日までに処分業務を完了すること

※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116



- 募集する住宅 中原アパート(3DK)・1戸(一般用・倍率優遇あり、単身可)
- 申込資格 現に同居し、または同居しようとする親族があり(単身可を除く)、所得が公営住宅法規定に該当する方(県外在住の方も申込可能です)。
- 受付期間 4月17日(月)～21日(金)
- 提出書類
 - ▼ 県営住宅抽選申込書(お申込み先で配布しています)
 - ▼ 63円切手 2枚

県営住宅入居者募集のご案内

※お申込み・お問い合わせ先
山形県すまい情報センター
 (霞城セントラル22階)
 ☎647・0781

令和5年度生け垣設置事業補助金について

町では、うるおいとやすらぎに満ちた、緑豊かなまちづくりを推進するため、生け垣の設置に対し補助を行っています。

植栽の着手前に補助金の申請が必要になりますので、事前に建設課建設整備Gへお問い合わせください。

※申請様式、補助に関する詳細については町公式ホームページをご覧ください。

■補助対象

- ①新たに設置する生け垣で、道路および公共施設などに面する部分（1m以上）を含む全延長が3m以上のもの
- ②生け垣用樹木は列状に配し、高さは前面道路から1.5m程度、境界から樹木までの距離0.3m以上とし、延長1mあたり2本以上であること
- ③住宅敷地および事務所などの敷地内に設置されるものであること

■補助金額

※先着順とし、予算がなくなり次第終了となります。
生け垣設置に要した費用のうち、樹木購入費用（樹木代金のみで、植え付けや支柱設置などの手間、その他資材などの費用および消費税は含みません）の2分の1、または生け垣設置距離1mあたり3,000円のいずれか低い額とし、70,000円を限度とします。

■生け垣の種類

特に限定はしませんが、当町の気候風土に適したものを選んでください。

なお、果樹に害を及ぼす恐れのある樹木（イブキ、ビャクシン類など）は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

※町公式ホームページに参考として生け垣奨励樹種を記載しています。

■その他留意事項

生け垣をブロック塀の内側に植栽するものは補助の対象外です。

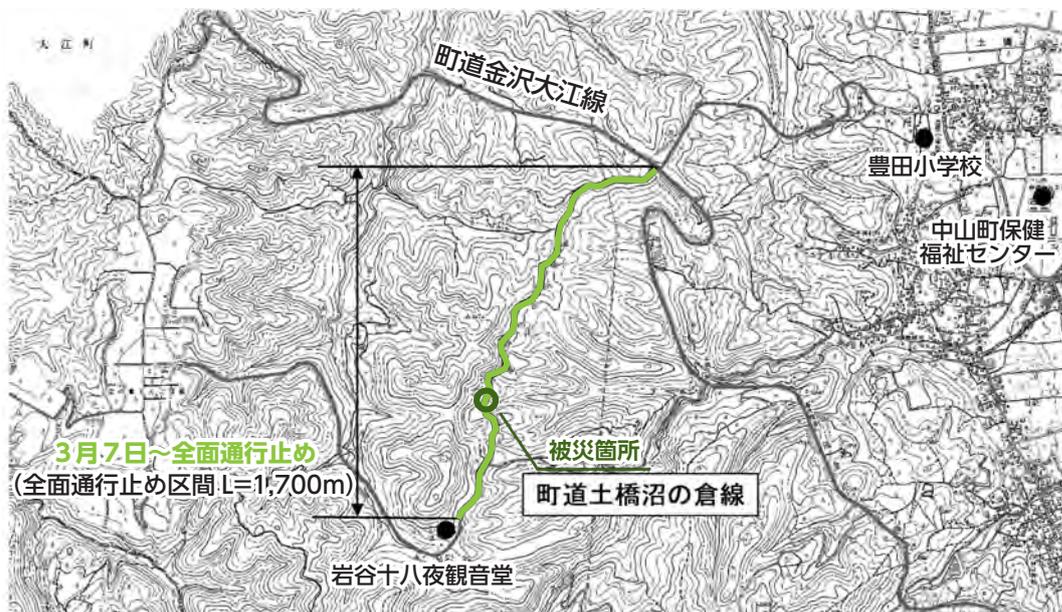
原則として5年間は、抜き取り、改植、移植をしないでください。

※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116

町道土橋沼の倉線の全面通行止めについて

町道土橋沼の倉線において、車道が崩落したため、下記のとおり全面通行止めの措置をとっております。大変危険な状態ですので、絶対に近づかないようにしてください。

1. 交通規制の内容…全面通行止め
2. 交通規制期間…3月7日(火)から当面の間
3. 迂回路…現在迂回路はありません。町道土橋沼の倉線による岩谷十八夜観音堂まで車・徒歩での移動はできません。
4. 今後の対応…現地調査を行い、復旧方法などについて検討してまいります。



※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116

なかやま健幸くらぶ 教室のご案内

ウォーキング教室は
事前申込み不要
参加費 無料!



○ウォーキング教室

ウォーキングは気軽に始められる運動として人気ですが、普段意識せずになんとか歩いていませんか?ウォーキングの効果を高めるためには「歩き方」がとても重要です!

ウォーキング教室では正しい姿勢などの指導を受けながら、楽しく町内コースを巡ります。

なかやま健幸くらぶの会員に限らず、中山町在住・在勤の方であれば、どなたでも自由に参加できますので、ぜひご参加ください。

●開催日時 毎週日曜日 午前10時30分～11時30分

●集合場所 総合体育館 または 中央公民館

※日曜日の運動教室「いきいきクラス」と同じ会場です。
お知らせ版「まちのカレンダー」をご確認ください。

●持ち物 汗拭き用タオル、飲み物
※運動しやすい格好でお越しください。

●参加費 無料

なかやま健幸くらぶ
会員限定!

○運動教室

3つのクラスがあり、身体の状態に合わせて選ぶことができます。

別途参加費が必要ですので、参加希望の方は下記にお申し込みください。

クラス名	開催日時	参加費 (年間)
【いきいきクラス】 筋トレ中心。筋肉をつけたい、 しっかり汗をかきたい方に最適!	日・水曜日 9:30～10:30	○65歳以上の町内在住の方 2,200円 (傷害保険料を含む)
【るんるんクラス】 音楽に合わせて体操・ストレッチ 介護予防にもオススメ!	火曜日 10:00～11:00 13:30～14:30	○65歳以上の町外在住の方 ※中山町在勤の方に限る 4,200円 (傷害保険料を含む)
【はつらつクラス】 椅子をつかってやさしい運動 足腰に自信がない方も安心!	火曜日 13:30～14:30	○64歳以下の方 3,000円 (傷害保険は任意)

*なかやま健幸くらぶでは、ポイントを貯めて楽しみながら健康づくりに取り組んでいます。
興味がある方は気軽にお問い合わせください。

※お申込み・お問い合わせ先 健康福祉課健康づくりG ☎662-2836

チャレンジデー2023 in なかやま

全国一斉開催!!
5月31日(水)
『三つ巴の対決』

北海道
えさし
枝幸町



山梨県
なんぶ
南部町



対戦相手（北海道枝幸町と山梨県南部町）と、スポーツ（運動）を15分以上続けた人数の参加率を競います。

当日は、町内在住の方だけでなく町内にいる方全ての方が対象です。この日は、みんなで運動をしましょう！

イベント企画や報告方法については、次回以降で順次お知らせします。

★「月1チャレンジ」継続

毎月、最終水曜日は『月1チャレンジの日（運動の日）』

運動をして町に報告！

報告をいただいた方の中から抽選で毎月数名に賞品プレゼント!!

プレゼント対象条件

1. 町内で15分以上の運動を実施。
2. 当日、中央公民館と総合体育館に設置する専用報告用紙に必要事項を記入の上、窓口へ提出。

※お問い合わせ先

チャレンジデー in なかやま実行委員会事務局（中山町教育委員会教育課生涯学習G）

☎662-2235 FAX662-5440

E-mai : syakyou@town.nakayama.yamagata.jp

ひまわりグラウンドゴルフ場の利用制限について

今年度、グラウンドゴルフ場Aコースといも煮広場の河川側の護岸工事を行うことになりましたので、お知らせいたします。

工事期間中、いも煮広場の利用ができないほか、Aコースにおいては、特設コースでの使用になりますので、ご利用のお客様にはご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※お問い合わせ先

工事に関すること：山形河川国道事務所 寒河江出張所 ☎0237-86-3069

グラウンドゴルフ場に関すること：グラウンドゴルフ場 ☎662-7577

4月は、新しい1年の始まりです！

令和5年度 新入学児童（園児）の交通事故防止強化旬間

●実施期間 4月6日(木)～15日(土)

運動の重点 新入学児童（園児）の交通事故防止

春は、新入学児童（園児）や、運転免許を取得したばかりの新社会人などが道路交通に参加しはじめることにより、交通事故が起こりやすくなる時期となっています。

時間と心にゆとりを持って外出しましょう。



「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する 事業者にご注意を！

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようサポートする」など、「保険金が使えらる」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。春先には、雪害を理由とした修理の勧誘が増えると予想されますので、注意が必要です。

〈事例1〉昨日、「台風や地震で建物の被害がないか近所を調査している」と事業者が訪問してきた。「3年前の大型台風で損害を受けている部分があるかもしれない。火災保険の請求期限が迫っている。調査費用は無料なので、調査だけでも受けてはどうか。火災保険が利用できることが分かれば申請手を代行し、その保険金の一定割合を手数料でもらう。保険金が出なければ負担はない」と言われた。とりあえず調査だけでもと思い業務委託契約書に署名したが、以前保険会社から保険金の支払いが難しいと言われていたことを思い出し、勧誘自体が不審に思われてきた。クーリング・オフできるか。(60歳代 男性)

〈事例2〉「火災保険を使って屋根や外壁の工事の見積もりをする」とのインターネット広告を見つけ、連絡を取り後日来訪となった。訪問した事業者から「修理代を上回る保険金を受け取れる。手数料は40%だが損はない」と言われ、損がないならと契約することにした。受け取った書面には、修理箇所と損傷の程度を判断して見積もりを作成するサービスで、保険金が下りたらその40%を事業者に支払うと書いてある。よく考えると、保険会社の査定が見積もりどおりとは限らないと思い、解約を申し出たが、解約できないと言われた。(60歳代 男性)

【アドバイス】

- ◆期限が迫っているなどの勧誘やインターネット広告をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- ◆申請サポート会社に頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で行えます。
- ◆うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。詐欺罪に問われるおそれがあります。ご加入の損害保険の補償の対象となるのは、台風や雪などの自然災害による損害についてです。災害と関係のない、経年劣化による損害は支払いの対象となりません。
- ◆不安に思った場合やトラブルになった場合は、早めに消費生活相談窓口か消費者ホットライン 188 (局番なし) に相談しましょう。住宅に関する相談は、住まいるダイヤル (☎0570-016-100) へ掛けましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者にご注意！—申請サポートを受ける前に、損害保険会社に連絡を 保険金の請求は、加入者ご自身で！—」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先 中山町消費生活相談窓口 (住民税務課住民G内) ☎662-2593

「危険物取扱者免状」「消防設備士免状」の写真書換えについて

危険物取扱者・消防設備士の免状をお持ちの方へ

危険物取扱者・消防設備士の義務として、消防法令では、免状交付の日から10年以内ごとに写真の書換えをしなければならない規定となっています。

免状の写真下欄記載の期限を確認の上、速やかに手続きをとられるようお知らせします。

※根拠法令:危険物の規制に関する規則第51条第2項、消防法施行規則第33条の5第2項

※「写真の書換え」とは、新しい写真を印刷した免状に取り換えることです。

※書換申請書は、各消防本部、県庁消防救急課、県各総合支庁、中山町総務広報課(役場2階)、一般社団法人消防試験研究センター山形県支部に備えてあります。

※お問い合わせ先 一般社団法人消防試験研究センター山形県支部 ☎631-0761

育児・介護休業法の改正および 「子育てサポート企業」認定制度について

■改正育児・介護休業法が施行されました！

男女とも仕事と育児を両立できるよう、育児・介護休業法が改正されました。今回の改正により、従来よりも柔軟に育児休業の取得ができるようになりました。育児休業の取得を考えている方は、取得の時期や期間、回数など自分なりの育児休業の取得の仕方を考えてみてはいかがでしょうか。

【改正の概要】

- (令和4年4月～) 個別周知・意向確認の措置、雇用環境整備の措置の義務化
- (令和4年10月～) 産後パパ育休(出生時育児休業)創設、育児休業の分割取得
- (令和5年4月～) 1,001人以上企業の育児休業の取得状況公表の義務化

■ご存じですか? 「子育てサポート企業」くるみん認定企業

「くるみん認定」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、男女の育児休業取得率が基準値以上であることなど、一定の要件を満たした企業が、子育てサポート企業として受けることができる認定です。

認定は「トライくるみん」「くるみん」「プラチナくるみん」の3種類があります。また、それぞれの認定に加えて、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組んだ企業については「プラス」認定として、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業である認定を受けることができます。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

※お問い合わせ先 山形労働局雇用環境・均等室 ☎624-8228

●その他団体等のお知らせ●

- ①お問い合わせ先
- ②とき
- ③ところ
- ④内容
- ⑤対象・定員
- ⑥費用
- ⑦申込方法
- ⑧その他

【令和5年度「働きながら学ぶ農業」

入門講座「受講生募集のご案内」

①山形県立農林大学校研修部(☎0233・22・8794 / FAX0233・23・7537 / E-mail:kenshu@pref.yamagata.jp / 〒996・0052 新庄市大字角沢1366 ②【稲作講座】: 4月28日(金)、5月10日(水)、6月15日(木)、7月27日(木)、9月15日(金)、12月8日(金)、現地講習: 7月9日(日) 【果樹講座】: 4月25日(火)、5月30日(火)、6月26日(月)、8月9日(水)、9月11日(月)、10月11日(水)、剪定講習会: 12月10日(日) 【野菜講座】: 4月19日(水)、5月30日(火)、6月26日(月)、8月9日(水)、9月11日(月)、10月11日(水)、現地講習: 7月23日(日) ③【稲作講座】: 山形市南沼原コミュニティセンター、【果樹講座】【野菜講座】: 河北町総合交流センター「サハトベに花」 ④他産業に従事しながら農業を志す方や本格的な農業実践を希望する方を対象に、農業の基本を学ぶ「夜間・休日オ

ンライン(Web会議システムZoom)配信の研修」を実施します。

⑤他産業に従事しながら就農を目指す方、就農初期段階の農業後継者など ⑥無料 ⑦受講申込書をFAXまたはメールで4月10日(月)まで提出してください。※応募者が募集人数を超えた場合には、選考により受講者を決定します(未受講者優先)。

⑧各回、対面またはオンライン配信(Web会議システムZoom利用)のいずれかで受講。

【精神保健福祉相談を実施します】

①村山保健所保健企画課(☎627・1184) ②毎月2回(相談日時については①へお問い合わせください) ③村山保健所 他 ④精神科医師による精神保健福祉相談を実施します。 ⑤心の相談を希望する本人や家族など ⑥無料 ⑦予約が必要。①へお申し込みください。 ⑧保健師による相談は、随時受け付けています。他会場での相談も実施していますので、詳しくは①へお問い合わせください。

保健カレンダー

※保健事業に関するお問い合わせ先

健康福祉課 健康づくりG ☎662-2836

※各事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更になる場合があります。

事業名	日時	場所	対象者等
母子手帳交付	4月11日(火) 9:00~10:00	保健福祉 センター	母子手帳を交付し健康相談を行います。 ●持ち物 妊娠届出書、個人番号が確認できるもの (個人番号カード、個人番号通知カード等) と本人確認ができるもの(個人番号カード、 運転免許証等) ※この日時に妊婦さん本人の都合がつかない場合は ご連絡ください。
定期健康相談	4月11日(火) 10:30~11:30		生活習慣病予防・健康診査に関する相談を行います。
1歳6か月児健診	4月12日(水) 受付時間は個人通知で お知らせします	保健福祉 センター 検診ホール	令和3年7月~9月生まれと前回欠席のお子さん ●持ち物 母子手帳、問診表、「健やか親子21」質問 票、交換用おむつ、バスタオル、新型コロナ 対策問診票
パパママ教室	4月16日(日) 受付時間は個人通知で お知らせします	保健福祉 センター 2階会議室	令和5年7月~9月に出産予定の方(配偶者も一緒に 参加できます) 転入等で通知がなかった方は至急ご連絡ください。 ●持ち物 母子手帳、筆記用具

4月の日曜当番医 午前9時~正午

4月9日	中山診療所	☎662-5011	4月23日	服部内科胃腸科医院	☎662-2272
------	-------	-----------	-------	-----------	-----------

※日曜・祝日・年末年始の急病時は、山形市休日夜間診療所(山形市香澄町2-9-39 ☎635-9955)も利用できます。

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種について

●令和5年度対象者 今まで接種を受けたことがない次の方

- 令和5年4月1日~令和6年3月31日までの間に65歳となる方
- 令和5年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方で未接種の方

※4月上旬に町から案内書が郵送されます。ただし、一度接種をされた方は対象となりません。

65歳	昭和33年4月2日~昭和34年4月1日生	85歳	昭和13年4月2日~昭和14年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日~昭和29年4月1日生	90歳	昭和8年4月2日~昭和9年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日~昭和24年4月1日生	95歳	昭和3年4月2日~昭和4年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日~昭和19年4月1日生	100歳	大正12年4月2日~大正13年4月1日生

- 接種日において満60歳から65歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に重度の障がい
を有する方(身体障害者手帳1級相当)およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活
がほとんど不可能な程度の障がいを有する方

●助成額 4,000円

●申込方法 町内の内科医院または県内の医療機関で高齢者の肺炎球菌感染症予防接種広域実施に協力
する医療機関に直接申し込んでください。対象者は町からの案内書をご持参ください(転
入などで届いていない方はお問い合わせください)。

●申込み・接種期間 4月10日(月)~令和6年3月31日(日)

- 接種時の持ち物 ①高齢者用肺炎球菌予防接種予診票(医療機関からもらってください)
②中山町民であることを確認できるもの(保険証・運転免許証など)
③対象者3の方については、身体障害者手帳



まちのカレンダー

4月

■…町関係 □…教育委員会関係 ◆…保健関係 ★…子育て支援センター関係
●…なかやま健康くらぶ関係 ○…その他 (スマホ)…スマホよろず相談所

※各事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更になる場合があります。

1 土	■中山町民交通安全行動の日	16 日	◆パパママ教室 ●いきいきクラス(中央公民館) ●ウォーキング教室
2 日	●いきいきクラス(総合体育館) ●ウォーキング教室	17 月	□ほんわ館・総合体育館・歴史民俗資料館休館日 ○ひまわり温泉ゆ・ら・ら休館日 (スマホ)
3 月	□ほんわ館・総合体育館・歴史民俗資料館休館日	18 火	●るるん・はつらつクラス(総合体育館) ★お話と遊びの会
4 火	★お話と遊びの会 ●るるん・はつらつクラス(総合体育館)	19 水	●いきいきクラス(総合体育館) (スマホ) 雑貨品・小型廃家電類 プラスチック類
5 水	■なかやま保育園入園式 ★子育て支援センター休館日(保育園入園式) ●いきいきクラス(総合体育館) (スマホ) 雑貨品・小型廃家電類 プラスチック類	20 木	★赤ちゃんとママの日
6 木	★じいじ・ばあばの日	21 金	(スマホ) 粗大ごみ (申込制)
7 金	(スマホ) 粗大ごみ (申込制)	22 土	古紙類回収(雑誌・新聞・ 雑誌・段ボール・紙パック・ シュレッダー破砕紙)
8 土	□豊田小学校入学式 ★子育て支援センター開館日 中山診療所 662-5011 9時～12時	23 日	■春季消防演習 ●いきいきクラス(総合体育館) ●ウォーキング教室 服部内科胃腸科医院 662-2272 9時～12時
9 日	●いきいきクラス(総合体育館) ●ウォーキング教室 ○山形県議会議員選挙 中山診療所 662-5011 9時～12時	24 月	□ほんわ館・総合体育館・歴史民俗資料館休館日 (スマホ)
10 月	□ほんわ館・総合体育館・歴史民俗資料館休館日 □中山中学校・長崎小学校入学式 ★子育て支援センター休館日 (スマホ)	25 火	◆母子手帳交付 ◆育児相談 ◆定期健康相談 ★お話と遊びの会 ●るるん・はつらつクラス(総合体育館)
11 火	◆母子手帳交付 ◆定期健康相談 ★発育測定と保健師の話 ●るるん・はつらつクラス(総合体育館)	26 水	□月1チャレンジ ◆乳児健診 ★作ってみよう!の日 雑貨品・小型廃家電類 プラスチック類 ●いきいきクラス(総合体育館) ○法律相談 (スマホ)
12 水	■行政相談 ◆1歳6か月児健診 ●いきいきクラス(総合体育館) ○心配ごと相談所 雑貨品・小型廃家電類 プラスチック類	27 木	
13 木		28 金	(スマホ)
14 金	スプレー缶・カセットボンバ 水銀含有ごみ 埋立てごみ	29 土	🌸昭和の日
15 土	■中山町民交通安全行動の日 ■第1回区長連絡協議会・懇談会 □ほんわ館おはなし会	30 日	●いきいきクラス(総合体育館) ●ウォーキング教室

その他のごみ収集日

※行事や日曜当番医は変更になる場合がありますので、お知らせ版をよくご覧になってください。
※ペットボトルは捨てる前に中をすすぎ、キャップとラベルを取り、それぞれ素材ごとに分別しましょう。

地区名	ペットボトル	もやせるごみ	ビン・カン(資源物)
達磨寺全区・向新田・新田町全区・上町・新町・元町・中町・西小路 梅ヶ枝町全区・西町・南小路・土橋全区・岡全区・小塩全区	4月14日(金) 4月28日(金)	月・木曜日	火曜日
柳町・旭町全区・中原団地・広瀬団地・川端・下川・桜町全区・北小路 三軒屋・落合・文新田全区・いずみ全区・あおば全区・金沢全区・柳沢全区	4月10日(月) 4月24日(月)	火・金曜日	木曜日

※リチウムイオン電池は「水銀含有ごみ」へ！ ※ごみ収集作業中の車両には近付かないでください！

町税等の納付は便利で確実な口座振替をお勧めします。詳しくは住民税務課税務Gへ(TEL 662-2112)